

2024年6月17日

## 定型約款改定のお知らせ

当行は、2024年6月28日を効力発生日として、民法第548条の4（定型約款の変更）の規定に従い、当行が発行する〈ひろぎん〉バリューワンカードに係る「〈ひろぎん〉クレジットカードDC会員規約」を、一部改定の方法により変更いたします。詳細は以下リンクよりご確認ください。

引き続き、お持ちの〈ひろぎん〉バリューワンカードをご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

### <改正内容について>

- ・会員規約に掲載しておりました分割払い・リボルリング払い等の料率の誤記載が判明したため、今回修正させていただくものです。
- ・これまでも会員様をご利用時には、本件改正後の料率で計算のうえ清算させていただいておりますので、本件改正に伴う会員様への影響はございません。

### <詳細について>

- ・変更後の特約等はこちら  
「〈〈ひろぎん〉クレジットカードDC会員規約」  
<https://www.valueone.cc/docs/hiroginDCkaiinkiyaku.pdf>
- ・変更前と変更後の新旧対比表はこちら  
<https://www.valueone.cc/docs/sinkyuutaisyouhyou.pdf>

以上

### <本件に関するお問い合わせ>

〈ひろぎん〉クレジットカードセンター

0120-863-801

〔平日/9:00~17:00（土・日・祝日、および大晦日・正月3が日は除く）〕